

動詞の意志形「(よ)う」の機能推移について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学言語学研究会 公開日: 2023-04-04 キーワード (Ja): 発話階層意味論, モダリティ, 拘束判断, (間)主觀化, 誘引的推論 キーワード (En): 作成者: 大村, 光弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029721

動詞の意志形「(よ)う」の機能推移について

キーワード：発話階層意味論、モダリティ、拘束判断、(間)主觀化、誘引的推論

大 村 光 弘

1. はじめに

大村(2008)は、安達(2002)が行った動詞の意志形「(よ)う」の機能論的分類を土台にして、発話階層意味論モデルに基づく意味分析を試みた。そこでの学術的関心の一つは、単なる機能的分類を行うのではなく、普遍意味論の一種である発話階層意味論の下で、理論的且つ言語横断的分析に発展させることであった。これは、ある分析が言語横断的に効力を発揮すればするほど、その分析が人間の言語能力の本質を明らかにしている可能性が高まるからである。実際、動詞の意志形「(よ)う」の分析と平行して行った、英語法助動詞shallの歴史的発達の研究成果(Ohmura(2007))と併せて、両言語間に共通して観察される意味的・機能的側面が、発話階層意味論モデルの下で統一的に説明できることが明らかとなった。本稿の目的であるが、端的に言えば、大村(2008)で提案された分析の不備を修正しつつ、動詞の意志形「(よ)う」の通時的分析に応用できる枠組みへと精緻化することである。

2. 階層意味論モデルと現代日本語「(よ)う」の基本機能

2.1 階層意味論モデルと誘引的推論仮説

「(よ)う」の持つ意味機能の中で特に重要なのは、<意志の表出>、<行為の申し出>、<提案>といった3つの機能である。大村(2008)は、非対話的性質を持つ<意志の表出>から始まり、<行為の申し出>や<提案>といった聞き手目当ての対話的機能がどのような心的作用の結果派生したかを、発話事象(speech event)における、話し手による(間)主觀的作用という観点から説

明した。この説明において重要な役割を果たしたのが、発話階層意味論モデルと、誘引的推論 (invited inference) に基づく意味変化の仮説 (Traugott (2004)) であった。これらの概念を順に見ていく。

発話階層意味論において中核を成す仮説は、文の意味が命題内容とモダリティの二極構造を形づくると考えることである¹。

(1) 文の意味：

[[[命題内容] 構文意味 (命題態度)] 発話意味 (発話・伝達態度)]

命題内容とは、言語表現によって記述される事態描写であり、文の意味の中で客観的領域を形成する。発話態度と命題態度は、文の意味の中でモダリティ部分にあたる主観的領域を形成する。モダリティとは、発話時点、話し手、心的態度といった三要素からなる複合概念である²。さらに言えば、これら三要素を全て備えたものだけが純然たるモダリティたりうる。命題態度は、話し手が発話時点において、命題内容に対してとる信任態度のことであり、真偽判断、是非判断、価値判断、拘束判断などがこれにあたる。発話・伝達態度とは、談話領域レベルでの話し手の態度表明を意味し、談話形成に関わる態度や発話様態に関わる態度などがこれにあたる³。

「(よ)う」の意味分析における語用論的要因の役割に説明を移そう。語用論的要因が意味変化において重要な役割を果たす分析モデルとして、Traugott (2004) で提案されている意味変化の誘引的推論理論 (The Invited Inference Theory of Semantic Change) がある。誘引的推論とは、話し手が聞き手を誘引することで気づかせようとする特定の意図、すなわち会話の含意 (conversational implicature)

¹ 同様の考え方には、安達(1999)、Dik(1989)、中右(1994)、中野(1993)、仁田(1991)等でも採用されていいるが、通言語的説明力を有する普遍意味論としての有効性を考慮して、中右(1994)の階層意味論構想を採用する。ただし、細部にわたって中右(1994)に依拠するわけではなく、多くの点で異なった意味表示や分析方法を採用する。

² モダリティを形成するこれら三要素は、心的態度、話し手、発話時点の順で重要度が異なる。なお、発話時点とは瞬間的現在のことであり、習慣の意味はモダリティの定義から閉め出される。詳細は、中右(1994)を参照されたい。

³ 意味論は語用論と区別されなくてはならない。自然言語の意味論は言語にコード化された意味を扱う。一方、語用論は、文脈に依存して言語がどのように使用されるかを扱う。談話領域は意味論と語用論の接触領域である。意味論は文の意味を扱うので、談話領域の構成成分の中でも文領域内に取り込まれている限りの成分を扱うことになる。

のことである⁴。会話の含意ではなく誘引的推論と呼ぶ理由は、誘引的推論が、発話事象における話し手と聞き手の相互作用を前提としていることがある。すなわち、話し手は、含意を方略的に利用して、聞き手が話し手の意図を推論するように誘引するのである。

Traugott (2004) は、Levinson (2000) の意味変化モデルを発展させて、(2)に示した一方向性クライン (unidirectional cline) を提案している。

(2) IIN → GIIN → Semanticized Meaning (SM)⁵ (Traugott (2004: 552))

誘引的推論理論の下では、Grice (1975) の意味での「特殊化された会話の含意 (particularized conversational implicature)」が誘引的推論 (invited inference: IIN) として、一般化された会話の含意 (generalized conversational implicature) が一般化された誘引的推論 (generalized invited inference: GIIN) として言い換えられている。語義化した意味 (semanticized meaning) とは、言語形式にコード化された意味 (coded meaning) のことである。IIN は文脈に依存した含意であるので、特定の言語形式と慣習的に関係づけられていない。GIIN は、文脈に依存することなく引き出されうる含意である。IIN→GIINへの推移には、語用論的強化（たとえば、類似した状況で繰り返し発生することによる慣習化）が関わっている。GIIN は、語用論的強化の結果、特定の言語形式と慣習的に関連づけられることがある。特定の言語形式と慣習的に関連づけられた GIIN は、その言語形式の意味として確固たる地位を確立することがある。この段階で、GIIN はその言語形式の意味としてコード化されたことになる。

2.2 「(よ) う」の機能拡張の分析

2.2.1 話し手の行為を表す「(よ) う」

安達 (2002) は、意志的な行為の発動に関わる実行のモダリティの中で、話し手を行為者とするものを意志のモダリティと定義し、意志のモダリティを表す

⁴ 会話の含意は、Grice (1975) の用語である。会話の含意は、特殊化された会話の含意と一般化された会話の含意とに下位分類される。前者は特定の文脈に依存して引き出される推論であるが、後者は特定の文脈が無くとも成立する推論である。

⁵ “→”の記号は、「AがBに発展することがある」と読む。

主要な形式として、動詞の意志形「(よ)う」と基本形「する」をあげている⁶。さらに、これら2つの主要形式には、意志という意味との関わり方に違いがあるという。安達によれば、「(よ)う」は話し手の意志表出を表すのが基本的機能で、非対話的な性格を有する形式であるのに対して、「する」は、話し手が行為者であり且つ動詞が意志的な未実現の行為を表すといった条件の下で、意志に関わる伝達的な機能を帯びた形式である。この違いは、(3)と(4)にみられる最小対立から明らかである。

(3) a. 私はもう5時だから帰ろうと思った。

b. *私はもう5時だから帰ると思った。

(安達(2002: 18f))

(4) a. *私、そろそろ帰りましょう。

b. 私、そろそろ帰ります。

(安達(2002: 19))

(3)では、帰るという行為を心中で決断したことを表す表現として「(よ)う」が相応しく、「する」が使えないことが示されている。一方、(4)では、帰るという決断を聞き手に伝える表現として「する」がふさわしく、「(よ)う」が使えないことが示されている。以下の議論では、動詞の意志形である「(よ)う」に議論を限定し、その意味分析を行うことで、当該言語形式の意味拡張を明らかにする。

安達(2002)は、話し手が行為者である「(よ)う」の文には、<意志の表出>、<決定の表明>、<行為の申し出>という3タイプが存在すると述べている。まず初めに、<意志の表出>であるが、これは話し手が自分自身の行為の実行を決定したことのみを表現するもので、聞き手にそれを伝えることは意図されない。(5)と(6)がその例である。

(5) そのとき「会社を辞めよう」と思った。ふいにそう思った。会社を辞めて、

⁶ 宮崎(他)(2002)におけるモダリティの定義は以下のようなものである。

(i) モダリティとは、言語活動の基本単位としての文の述べ方についての話し手の態度を表し分ける、文レベルの機能・意味的カテゴリーである。(宮崎(他)(2002: 7))

<実行>のモダリティは、宮崎(他)(2002)が設定する日本語のモダリティ体系の基本軸であり、<意志>と<命令>を下位範疇とする。

本当に自分がやりたいことを自由にやっていこう—と思った。

(椎名誠『本の雑誌血風禄』p.368 — 安達(2002: 20))

- (6)わたしは、息を整え、冷静になろうと努めつつ、いった。「・・・・・
それ、わたしのよ」 (北村薰『スキップ』p.448 — 安達(2002: 20))

<意志の表出>を表す「(よ)う」は、主として心内発話や独話で使われる、非対話的タイプである⁷。安達(2002)は、意志というのは本来聞き手とは関わりなく成立することから、非対話的な<意志の表出>が意志のモダリティの中で最も典型的なタイプだと捉えている。

つぎは<決定の表明>である。<決定の表明>は、話し手がある行為の実行を決断したことを、敢えて聞き手に伝えようとするものである。つまり、<決定の表明>は<意志の表出>とは異なり、話し手が聞き手に対する情報伝達を意図する用法である。

- (7)じっと立ちつくしていたマスターが、ようやく動いた。

「警察にしらせましょう」

「お願いします」所長が手でつるりと顔をなでた。

(宮部みゆき『パーフェクト・ブルー』p.94 — 安達(2002: 21))

- (8)「先生に父の遺体をあらためていただき、埋葬のために必要な書類などを書いていただければと思います」

「もちろん、それはいたしましょう。とにかく閣下に会わせくださいらんか」

(宮部みゆき『蒲生邸事件』p.350 — 安達(2002: 21))

- (9)ビールをグラスについている仲居に

「あと十五分したら、料理を運んでもらおう」

と滝沢は言い、仲居が去るのを見届けてから、

「美花さんの父親は、町田貞夫さんに間違ひありません」

⁷ <意志の表出>の「(よ)う」は聞き手に対する伝達性を持たないので、「よ」や「ね」のような終助詞が付加されることもない。

(i) *そのとき会社を辞めようよと思った。

そう断言した。滝沢の表情にくもりはなく、その言葉についてのやましさも感じられなかつた。

(宮本輝『焚火の終わり（上）』p.134 — 安達（2002: 22）)

(7)において警察に知らせるという行為を行うのは、話し手であるマスターであり、マスターはこれを聞き手に伝えることによって、間接的に、その判断への同意を求めている。(8)において話し手である医師（=葛城）は、相手（=貴之）からの依頼を受け入れる意志を表明している。ここでは、相手からの依頼が先行することによって、つづく話し手による意志決定の陳述が対話的効力を帯びる。(9)では、話し手が自分の意志を聞き手に伝えることで、行為の実行を間接的に求めている⁸。

最後は＜行為の申し出＞機能である。＜行為の申し出＞は、話し手が実行しようとしている行為が聞き手にとっての利益になるという点で、当該行為が聞き手と関わりをもつ。

(10)「なにごとによらず新しい研究というのは、形になるまでが大変なものです。周囲の理解を得るには苦労も多いでしょうけど、ぜひやってください。
できるかぎりの協力をしましょう」

(中野不二男『レーザー・メス 神の指先』p.32 — 安達（2002: 22-23）)

(11)「お気に入られたようでなによりです。今まで住んでいた墓守が掃除をしていったようですが、気分が悪いでしょうから畳でも拭かせましょう」
(吉村昭『海も暮れきる』p.53 — 安達（2002: 23）)

(12)「鉄の階段に駆け寄ろうとする母親を、近内は引き止めた。

「私が行きましょう」

(岡嶋二人『チョコレートゲーム』p.290 — 安達（2002: 23）)

(13)「では、これで失礼します。弁護士さんにあすの午前中、こちらから連絡

⁸ 動詞の基本形「する」も＜決定の表明＞機能を果たすことがある。しかし、「する」は話し手が決めた内容を一方的に宣言するニュアンスが強く、聞き手への配慮に欠ける。

(i)「あと十五分したら、料理を運んでもらう」

しましょう

(梶山季之『黒の試走車』p.124 — 安達(2002: 23))

<意志の表出>を表す「(よ)う」では、動詞によって表される行為が聞き手と関係をもたないのでに対して、<行為の申し出>を表す「(よ)う」では、(10)のように、完全に対話的環境で用いられる⁹。これは、「協力する」という行為の本質から、聞き手に利益がもたらされることが含意されるからである。

話し手が行為者である「(よ)う」の機能が全て出揃ったので、発話階層意味論モデルに基づいた意味分析に議論を移そう。<意志の表出>は、話し手が自分自身の行為の実行を決定したことのみを表現するもので、聞き手にそれを伝えることは意図されない。(14)のように、独立文として独話または心内発話されるとき、<意志の表出>は、発話時点における話し手の心的態度を合図する。したがって、この場合の「(よ)う」は、定義上モダリティ表現である。さらに詳しく言えば、話し手は、自分自身の未実現の行為に対する信任態度を示している¹⁰。たとえば、(14)の話し手（ここでは思考主体と呼んだ方がいいのかもしれない）は、「(自分が)会社を辞める」という未実現の行為命題に対して、それを成立させる事への意志表明を行っているのである。(14)に対する意味表示は、(15)のようになる。

(14) 会社を辞めよう。

(15) [[(わたしが) 会社を辞め_P] よう_{PA}]
命題内容 拘束判断[意志]

(15)において、PとPAという下付き文字は発話階層のラベルであり、それぞれ命題内容 (propositional content) と命題態度 (propositional attitude) を意味している。

⁹ (10)(11)と(12)(13)では、聞き手に対する利益提供のあり方に多少の違いが見られる。前者では、話し手の行為自体が聞き手に利益をもたらすと考えられるのに対して、後者では、話し手の行為の申し出によって、聞き手がその行為を行わなくてよくなるという事態が生じるという点で、間接的に聞き手に利益がもたらされる。

¹⁰ これは、中右(1994)の用語でいうところの拘束判断のモダリティ(modality of deontic judgement)である。拘束判断のモダリティは、命題内容が指し示す未来の行為の実現に関して、その行為遂行者を拘束する話し手の立場を表明するものである。このモダリティを命題内容の真理値という視点から言い直せば、その行為が実現した時点で、それを表わす命題内容が真になる (=実現する) という含みがある。

る。関連する命題態度は、拘束判断の一種で、未実現の行為の実行を決意する態度表明である。説明の都合上、この命題態度を、拘束判断[意志]と表記しておく。<意志の表出>は、聞き手を想定しないのが基本である。したがって、その意味表示において発話態度は表記しない。以上のように、発話階層意味論の点から<意志の表出>を解釈すると、それは、命題内容 + 拘束判断[意志]、となる。

つぎに、<決定の表明>機能に議論を移そう。<決定の表明>は、「(よ)う」の基本機能である<意志の表出>を、意図伝達を目的として用いた形式である。たとえば、(16)に対する意味構造は、(17)のようになる。

(16) あと十五分したら、料理を運んでもらおう。

(17) [[[(わたしが) あと十五分したら、料理を運んでもら_P] おう_{PA}]
命題内容
(あなたに言う)_{UA}]
言明

(17)では、命題態度の外側に、話し手の発話態度 (utterance attitude) が現れている。この発話態度は、「あなたに言う」に相当する無票 (unmarked) のモダリティであり、(16)のように言語化されないのが普通である。説明の都合上、「言明」と呼んでおく。発話階層意味論の点から<決定の表明>を解釈すると、それは、命題内容 + 拘束判断[意志] + 言明、となる¹¹。

話し手が自らの意志決定を言明することで、聞き手に対する同意要求が含意されるのか((7))、依頼に対する同意が含意されるのか((8))、それとも聞き手への行為実行要求が含意されるのか((9))は、文脈に依存して決定される。これらの含意は、誘引的推論 (INN) である。

つぎは<行為の申し出>機能である。<行為の申し出>は、常に対話的環境

¹¹ (17)の命題内容は、15分後に、仲居が話し手の下に料理を運んでくるという事態を表している。これは仲居が行う行為であり、話し手が（直接的に）行う行為ではない。にも拘わらず、話し手が己の意志決定下におくことができる理由は、話し手と聞き手の間で「旅館のフレーム」が共有されているからである（フレーム (frame) に関しては、Fillmore (1982) を参照されたい）。旅館のフレームの中には、従業員である仲居が、客の給仕を担当するという知識が含まれている。このフレームがあるので、(17)にあるようなく<決定の表明>を実行することで、仲居の行動が手順に従って実行されることになる。

で用いられる。これは、話し手が実行しようとしている行為が、聞き手にとっての利益となることによる。(18)の意味表示は(19)となる。

(18) できるかぎりの協力をしましょう。

(19) [[[できるかぎりの協力をしまし_P] よう_{PA}] (あなたに言う)_{UA}]
命題内容 拘束判断[意志] 言明

<行為の申し出>の意味構造は、<決定の表明>と同じである。しかし、大きな違いがある。命題内容を構成する動詞の選択に、特定の制約が課せられるのである。「(よ)う」が付加する動詞は、聞き手にとって（直接的に、または間接的に）利益となる行為を表さなくてはならない。この条件によって、聞き手が話し手の意図を推論する際の負担が軽減される。<決定の表明>から派生する様々な含意が誘引的推論であるならば、<行為の申し出>は、一般化された誘引的推論(GIIN)であると想定できる。因みに、助動詞「ます」が付加された形式「ましょう」が用いられると、話し手の聞き手に対する丁寧な気持ちが合図されるので、「ます」が無い場合と比較して、対話的性格が一層強められる¹²。このこともまた、問題なっている一般化された誘引的推論への推移に一役買っている。

(20) a. できるかぎりの協力をしましょう。
b. できるかぎりの協力をしよう。

2.2.2 「(よ)う」の疑問化：「(よ)うか」

安達(2002)は、「(よ)う」が疑問化した形式である「ようか」の機能についても言及しているので、以下、<意志の表出><決定の表明><行為の申し出>の順で、それぞれの「(よ)う」の疑問化を観察してみよう。

<意志の表出>は、話し手が発話時においてある行為の実行を決意したことを表す非対話的機能であり、これが「(よ)う」の最も基本的な機能であること

¹² 「ます」は、話し手の聞き手に対する丁寧な気持ちを表すために使われる他に、話し手の気品を保つための表現として使われることもある。たとえば、次の文は独話としても成り立つ。

(i) 今月で会社を辞めましょう。

は既に述べたとおりである。このタイプの意志形の疑問化は、行為主体が行為の実行をまだ決断していないことを表す¹³。

- (21) 何と言おうか迷っているうちに、向こうからおずおずと近づいてきた。
(逢坂剛『カディスの赤い星（下）』p.414 — 安達（2002: 32）)

- (22) どうしようか。すこし歩いて、気持ちを落ちつけてからたべようか、それともコーヒーでも飲んでいようか、などということを中途半端に考えながら歩いていると、新橋の駅前に出てしまった。
(椎名誠『新橋烏森口青春篇』p.331 — 安達（2002: 32）)

<決定の表明>は、本来的に非対話的な性格をもつ「(よ)う」が、語用論的な条件の下で対話的な機能を帯びたものである。<決定の表明>を表す「(よ)う」は、「(よ)う」で言い切ると高圧的な指示のニュアンスが出るので、疑問化し、「ようか」を使うことで語気を弱め、聞き手に対する配慮を表すのに使われる。聞き手に応答を求める文ではないため、下降イントネーションで発話される。

<行為の申し出>は、話し手が、聞き手に利益をもたらす行為の実行を申し出る対話的機能である。<行為の申し出>が疑問化されると、聞き手がそれを受けるかどうかを尋ねる文になる。

- (23) 私はテープの『円紫独演会』の話をした。
「お送りしましょうか」
私はあわてて、手を振り、
「いえ、買います買います。買わせて下さい」
私は中学生の頃から円紫さんの芸が好きなのである。好きだから買うのだ。
(北村薫『朧夜の底』p.84 — 安達（2002: 34）)

- (24) 「もしよかったら、今夜一晩、僕がここに泊まりましょうか？」
吉武は身を起こした。「そこまでしてもらっては—」

¹³ 「ようか」は、話し手が、動詞によって表される行為の実行についてまだ決断していないことを表すが、決定に至る心的過程のどの段階に位置づけられるかによって、思考中、迷い、決定の直前といった3つに分類される。詳しくは安達（2002: 31-34）を参照。

(宮部みゆき『魔術はささやく』p.318 — 安達(2002: 34))

どちらの例でも、話し手の申し出に後続して、その申し出に対する応答発話や身振りがでてくる。これは通常の質問文と応答文の関係に近いものである。〈行為の申し出〉を表す「(よ) うか」は、主として上昇イントネーションで発話される。このことは、〈行為の申し出〉を表す「(よ) うか」が、聞き手の反応を窺う機能を持っていることを意味している。

ここで、発話階層意味論の下、「(よ) う」が疑問化した形式である「(よ) うか」を分析してみよう。疑問化の終助詞「か」は、疑問態度を合図することもあるが、質問態度を合図することもある。前者は、命題内容が真であるか偽であるか判断できないといった、思考主体の命題内容目当ての把握のあり方である。したがって、これは定義上命題態度である。後者は、主として、命題内容の一部に不明な部分があることによって、話し手が聞き手に対して情報を求める、といった発話・伝達的な態度のあり方である。これは、定義上発話態度になる。

〈意志の表出〉は、話し手が自分自身の行為の実行を決定したことのみを表現するもので、聞き手にそれを伝えることは意図されない。〈意志の表出〉を表す「(よ) う」は（独立文として用いられたとき）、話し手が（自分自身が主体となる）未実現の行為の実現に対してとる信任態度を合図する。この「(よ) う」に疑問化の終助詞「か」が付加した形式「(よ) うか」は、話し手が行為の実行をまだ決断していない、判断保留態度を合図する¹⁴。たとえば、(25)に対する意味表示は(26)となる。

(25) コーヒーでも飲もうか。

(26) [[(わたしが) コーヒーでも飲も_p] うか_{PA}]
命題内容 判断保留 [意志]

(26)における命題態度は、拘束判断（意志）を合図する「う」と疑問態度を合

¹⁴ 話し手が直接的に把握・表現できる（したがって、直接的に疑うこともできる）心的態度は、自分自身の心的態度だけである。意志的な動作性の心的態度は、有り無しを自らが決定できるので、当然ながらその実行に際しては、迷いや疑いが生じることもある。ある行為を実行すべきかどうかといった「迷い」の対象は、意志というよりも、義務や必然といった性格を帯びているように思われる。

図する「か」との複合モダリティである。説明の都合上、行為主体が行為の実行をまだ決断していないこと、すなわち意志決定の保留を表すモダリティを、判断保留[意志]と表記しておく。

つぎに<決定の表明>を表す「(よ) う」に議論を移そう。<意志の表出>との大きな違いは、対話的機能が付加していることであった。これは、「(よ) う」の基本機能である<意志の表出>が、意図伝達を目的として用いられたものが、<決定の表明>だからである。<決定の表明>を表す「(よ) う」に疑問化の終助詞「か」が付加した形式「(よ) うか」は、話し手の伝達意図の部分を除けば、<意志の表出>を表す「(よ) う」に、疑問化の終助詞「か」が付加したものと同形である。すなわち、話し手が行為の実行をまだ決断していないことを表す判断保留の心的態度が伝達されるのである。たとえば、(27)に対する意味表示は(28)となる。

(27) 警察にしらせましょうか。

(28) [[[(わたしが) 警察にしらせまし_P] ようか_{PA}] (あなたに言う)_{UA}]
命題内容 判断保留[意志] 言明

(28)では、判断保留のモダリティ表現「(よ) うか」によって、話し手の躊躇いの立場表明がなされているが、話し手の意志は行為の実行に傾いており（したがって、聞き手に応答を求める文ではないため）、下降イントネーションで発話される。このとき、<決定の表明>を表す「(よ) う」は、「(よ) う」で言い切ると高圧的な指示のニュアンスが出るが、疑問化した「(よ) うか」を使うことで語気を弱め、聞き手に対する配慮を合図することができる。

最後に、<行為の申し出>を表す「(よ) う」の疑問化を考察する。<行為の申し出>は、話し手が実行しようとする行為が聞き手にとっての利益になるため、常に対話的環境で用いられる。<行為の申し出>が疑問化される場合、話し手が聞き手の利益となりうる行為を実行することを、聞き手が受け入れるか否かを、聞き手に問いかける文となる。この場合、終助詞「か」は疑問態度を表しているのではなく、質問態度を表していることに注意されたい。<行為の申し出>を表す「(よ) うか」が主として上昇イントネーションで発話されることも、この言語形式が聞き手の反応を伺う機能を持っていることを意味している。

(29) A: 「自宅に荷物をお送りしましょうか。」

B: 「おねがいします。」

意向の問い合わせにおいて、話し手にとって不明であり、したがって問い合わせの対象となっているのは、話し手の行為遂行そのものではなく、聞き手にその遂行を受け入れる意思があるのか否か、といったことである。すなわち、問い合わせの対象は、命題内容ではなく、話し手の申し出に対する聞き手の心的態度的なあり方、すなわち、「受け入れの意思」である。ここで、(29)に対する意味表示として(30)を想定してみよう。

(30) [[[(わたしが) 自宅に荷物を送りまし_P] よう_{PA}] か_{UA}]
命題内容 拘束判断[意志] 質問>受諾意思

(30)における発話態度は、話し手の質問態度と、その対象となる聞き手の心的態度的あり方（受諾意思）との複合モダリティである。説明の便宜上、この複合モダリティを「質問>受諾意思」と表記する。因みに、(30)の意味表示を解読してみると、「わたしはあなたにとって利益となる行為（=あなたの荷物を自宅に送る）を実行する意志があるが、その申し出を受諾するかどうかあなたに問う」となる。

(30)では、「（よ）うか」という形式と、<行為の申し出>及び<聞き手への受諾確認要求>という2つの意味が強固に結びついている。これらの結びつきは、もはや誘引的推論ではない。その証拠に、含意と異なり、問題としている意味は取り消しが効かない。このことは、<行為の申し出>を合図する「（よ）うか」が、構文として、語彙化した意味を得たと言つていいだろう。

2.2.3 話し手と聞き手両方の行為を表す「（よ）う」

「（よ）う」は、話し手の行為だけでなく、同時に聞き手の行為も表すことがある。つまり、聞き手を、動詞によって表される行為の行為者として取り込む用法である。安達（2002）は、<促し>、<提案>、<引き込み>という3タイプの機能分類を行い、さらに、<提案>と<引き込み>が幾つかの語用論的条件を満たしたときに派生される解釈として、<勧誘>を位置づけている。

(31)は、聞き手が話し手の実行しようとしている行為に加わることが、既に決まっている事例である。安達（2002）は、この機能を、行為の<促し>と呼ん

でいる。

(31) 「さあ、始めましょう。どこからかかったらいいと思う？」

深呼吸を一つし、加代ちゃんは言った。ハンドルをしっかりと握る。

(宮部みゆき『パーフェクトブルー』p.213 — 安達(2002: 26))

(31)において談話標識「さあ」が使われていることは、注目に値する。話し手は、「さあ」を用いて、聞き手に行為実行のタイミングを合図している。

つぎに＜提案＞の例をみてみよう。＜提案＞を表す「(よ)う」は、話し手が自分と聞き手が行為者となる行為の実行を、聞き手にもちかけるときに使われる。

(32) 美花が高校を卒業した日の夜、焚火をしようと言い出したのは美花だった。

(宮本輝『焚火の終わり（上）』p.9 — 安達(2002: 27))

(33) 「これ以上、火傷がひどくならないうちに、打ち切りましょう。日本化学工業も、連日のように債権者たちが押しかけているので、どうにもならんでしょう。立ち直れないと思います。ここで打ち切りましょう、社長」

(中野不二夫『レーザーメス 神の指先』p.151 — 安達(2002: 27))

＜提案＞を表す「(よ)う」には、勧誘的な解釈を持つものと、そのような解釈が感じられないものが存在する。(32)については、「焚火をする」という話し手の思いつきに、聞き手を引き入れようとする勧誘的な解釈が可能であるが、(33)からは、そのような解釈が引き出せない。

安達(2002)は、＜勧誘＞の解釈が可能となるには、3つの条件が満たされなくてはならないと述べている。第1に、動詞によって表される行為は、話し手と聞き手がそれぞれ独立して行う行為でなくてはならない。第2に、動詞によって表される行為は、話し手と聞き手の両方が、共同して一緒に行う行為でなくてはならない。第3に、動詞によって表される行為の主体は、明確に、話し手と聞き手でなくてはならない。これらの条件を満たしていない例を、それぞれ、(34)から(36)にあげておく。

(34) 瀬名「結婚しよう」

南「……えっ？」

瀬名「……一緒にボストンに行こう」

南「休暇が終わったら、私はいらないんじゃないの？」

(北川悦史子「ロングバケーション」p.108 — 安達(2002: 27-28))

(35) 「……一緒に寝てくれるの」

「勿論よ。ね、今夜は早いとこ、横になっちゃおうね」

(北村薰『スキップ』p.78 — 安達(2002: 28))

(36) 「谷川さん。これからプロの将棋は相懸かりと角換わりは禁止しましょう。

あるいは一年に何回以上はだめとか—」

(先崎学『フフフの歩』p.176 — 安達(2002: 28-29))

(34)において、「結婚する」という行為は、共同関係にある行為者を必要とするが、話し手と聞き手がそれぞれ独立して行う行為ではない。(35)では、「横になる(=寝る)」という行為の実行に関して、話し手と聞き手は何の関わりももない。(36)で「禁止する」という行為は、明確に話し手と聞き手を行為者に設定しておらず、むしろ、両者を含む曖昧な主体といった方がよい。

最後に、<引き込み>の例をみてみよう。<引き込み>を表す「(よ)う」は、話し手が既に実行することを決めている行為に対して、聞き手もその行為に参加するよう促すときに使われる。このとき、聞き手は当該行為の実行に関して態度を決めていないという点で、発話時における聞き手の当該行為への参加は非既定的である¹⁵。このため、「(よ)う」を用いた<引き込み>行為は、(37)-(38)が示すように、聞き手を当該行為に強引に参加させようとするニュアンスを伴う。

(37) 金太郎 「聞いたか、銀次。あのバカにも花もたせるあたり、ひらりも人間できてきたよなア。よしつ、任しな。一緒に行ってやる。

ひらり 久男も行こ。

久 男 行かない。 (内館牧子『ひらり (1)』p.108 — 安達(2002: 29))

¹⁵ この点で、<引き込み>は<促し>と性質を異にする。<促し>の場合、発話に先立って、話し手と聞き手が動詞によって表される行為を実行することが決まっている。話し手と聞き手の間で、両者が特定の行為を実行することが了解されている場合、勧誘という行為は成立しないのである。

(38) 祐子 「どんな容態なの安斎さん？」

遼平 「いこう」

祐子 「私、お見舞いに来たんだもの」

(宮本輝 (原作)・山元清多 (脚本)『青が散る』p.54 — 安達 (2002: 29))

これで話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ)う」の機能が全て出揃ったので、発話階層意味論モデルに基づいた意味分析に移ろう。問題となる機能は、<促し>、<提案>、<引き込み>の3タイプである。話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ)う」に共通した特徴は、聞き手を行為主体として組み込むことによって、話し手の拘束判断が複合的になること、及び、<意思の表出>の派生形でありながら、最初から対話的性格を呈していることである。まずは、<提案>の例である(39)と、その意味表示である(40)から議論を始めよう。

(39) (わたしとあなたが) 焚火をしましょう。

(40) [[[(わたしとあなたが) 焚火をしまし_P] よう_{PA}]
命題内容_{拘束判断}[意志+期待]
(あなたに言う)_{uA}]
言明

(39)のように、話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ)う」が用いられるとき、話し手は、命題の表す行為の実行意志を表明するだけでなく、聞き手に対しても当該行為と一緒に実行してほしいという期待を抱いている。この意味で、(39)の発話の命題態度は複合的である。説明の便宜上、この複合的モダリティを拘束判断[意志+期待]と表記する。また、聞き手を共同的行為者として組み込むため、実際の運用場面が、聞き手を想定した文脈に限定されてくる。実際、(39)の発話の発話態度は、(無標の) 言明である。

聞き手を共同的行為者として組み込むことに加えて、聞き手の行為実行を期待しながら言明を遂行するので、このとき聞き手の側に、当該行為の共同的実行を提案する一般化された誘引的推論(GIIN)がもたらされる。これが<提案>である。

つぎに<促し>を考察してみよう。<促し>の場合、話し手が実行しようとしている行為に聞き手が加わることが既に決まっているので、聞き手の行為実

行に対する話し手の心的態度は、単純な期待ではなく、予定的行為の実行に対する見込みである。これを「前提」とでも呼んでおこう。説明の便宜上、<促し>における話し手の命題態度を、拘束判断[意志+前提]と表記することにする。

(41) さあ、始めましょう。

(42) [[[(わたしとあなたが) 始め_P] よう_{PA}] (あなたに言う)_{UA}]
命題内容 拘束判断[意志+前提] 言明

聞き手を共同的行為者として組み込むことに加えて、聞き手の行為遂行が既定的である文脈で（擬似的な）提案を遂行すると、聞き手の側に当該行為の実行を促す誘引的推論がもたらされる。これが<促し>である。

最後に<引き込み>を考察してみよう。<引き込み>において、話し手は、関連する行為の実行を決定した上で、（聞き手の意思とは関係なく）聞き手にもその行為の実行を半ば強引に求める。この場合、話し手の、聞き手の行為遂行に対する拘束判断は、聞き手の意向を無視した強い期待（=願望）となる。そこで、当該モダリティを「要求」とでも呼んでおこう。結論として、<引き込み>における話し手の命題態度は、拘束判断[意志+要求]といった複合的拘束判断となる。

(43) 久男もいこう。

(44) [[[久男もいこ_P] もう_{PA}] (あなたに言う)_{UA}]
命題内容 拘束判断[意志+要求] 言明

聞き手を共同的行為者として組み込むことに加えて、聞き手の行為遂行を要求することによって、聞き手の側に当該行為の実行要求に相当する一般化された誘引的推論(GIIN)がもたらされる。これが<引き込み>である¹⁶。

¹⁶ 話し手自らの行為遂行は決定事項として背景化されるので、命題内容は、聞き手が遂行すべき行為として言語化されやすい。(37)-(38)を参照されたい。

2.2.4 話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ) う」の疑問化：「(よ) うか」

話し手と聞き手が行為者となる「(よ) う」には、<促し><提案><引き込み>といった3タイプの意味機能が認められることは既にみた。これらのタイプについて、順にその疑問化の結果をみていこう。

まずは<促し>の疑問化の実例である(45)を観察されたい。

(45) 遼平 「勘太、急いでいるから、またな。(夏子と金子に) 行こうか」

勘太 「おお、そこの“白樺”って茶店が、俺たちのたまり場だからよ」

(宮本輝 (原作)・山元清多 (脚本)『青が散る』p.15 — 安達(2002: 34))

(45)の文脈において、「行こうか」は「行こう」と言い換え可能であり、このとき文意味は殆ど変わらない。ニュアンスの違い程度の違いである。すなわち、<促し>を表す「(よ) う」とそれを疑問化した「(よ) うか」の間には、機能面での大きな違いはない。この事実は、(46)の意味表示を想定することで説明できる。

(46) [[[(夏子と金子も) 行こ_p] うか_{PA}]
命題内容 判断保留 [意志+前提]
(あなた方に言う)_{UA}]
言明

(46)では、話し手の判断保留態度が合図されているが、これは躊躇ではない。なぜなら、この場合の保留態度の対象は複合的拘束判断であり、この複合的拘束判断のモダリティ成分には、了解事項を根拠とする「前提」が含まれているからである。話し手には、聞き手が命題の表す行為を実行するであろう公算があるので、「うか」として疑問の心的態度を付加しても、事態成立への肯定的判断に影響はない。構文全体として、語気を弱める効果はあっても、基本的な文意味に影響を与えることはないのである。

<促し>は、聞き手が動詞によって表される行為を実行することが既に決まっているという状況において、話し手が聞き手に対して、当該行為の実行を促す機能であった。<促し>では、聞き手側の行為遂行が既に了解事項であるため、基本的に、聞き手に決意を求める必要がない。イントネーションに関しても、下降調が自然であり、聞き手に対する配慮は表していても、応答を求める機能

は弱い。

つぎに、<提案>を表す「(よ)う」の疑問化をみてみよう。<提案>を表す「(よ)う」が疑問化されると、動詞によって表される行為を聞き手に持ちかけることになる。つまり、<提案>を表す「ようか」は、話し手の提案に対して、聞き手の承認を求める用法である。<提案>の文では、話し手と聞き手が一種のグループとして扱われ、そのグループの行為の決定を、「(よ)うか」によって聞き手に持ちかけることになる。(47)とその意味表示である(48)を観察されたい。

(47) 美雪 「ああ、いい風呂だった」

正代 「・・・・・シャーベットでも食べようか」

美雪 「あ、いいねえ」

(渡辺寿「ロード」p.74 — 安達(2002: 35))

(48) [[[(わたしとあなたが) シャーベットを食べ_P] よう_{PA}]

命題内容

拘束判断[意志+期待]

か_{UA}]

質問>承認意思

(48)における発話態度は、助詞「か」によって合図される話し手の質問態度と、その対象である、聞き手の心的態度的あり方（承認意思）との複合モダリティである。因みに、(48)の意味表示を解読してみると、「わたしは、あなたと一緒にシャーベットを食べる意志があり、且つ、あなたにそうしてほしいと期待するが、この提案を承認するかどうか、あなたに問う」となる。

既に述べたように、<提案>を合図する「(よ)う」は、本質的に、対話的性格が強い。実際、一般化された誘引的推論としての<提案>には、<承認要求>が紐付けされているといってよい。話し手が聞き手との相互作用の中で、聞き手への承認要求をより明示的に伝達したいと思うとき、助詞「か」を用いて、質問態度を記号化することが可能である。このとき、話し手の質問態度の対象は、命題内容の一部ではなく、<提案>として解読された構文意味に対する聞き手の心的態度的あり方、すなわち、聞き手の承認意思であることに注意されたい。強化された<提案>機能の解釈には殆ど文脈が必要とならないので、このときの<提案>は、GIINからSMに推移していると結論づけることができる。

イントネーションに関して安達(2002)が興味深い観察をしている。(49)は、イントネーションによって解釈が変わる。

(49) 栄二 「ちょっと、休んでこか？」

杏子 「えっ？！」

栄二 「あっ、なんかいかがわしいこと考えたでしょ」

(北川悦史子『ビューティフルライフ シナリオ』p.69 — 安達(2002: 36))

(49)において、「(よ) うか」が上昇イントネーションで発話されれば、相手の体調を気づかっているニュアンスが強く出る。おそらく、質問態度が強調され、聞き手に意向を尋ねる意味合いが強くなるからだと思う。一方、下降イントネーションで発話される場合は、当該行為を提案し、聞き手をその行為に誘いかける意味になる。これは、話し手は、聞き手が当該行為を実行するであろうという見込みをもっているためであり、全体として確認要求に相当する含意が生じるためである。

いずれにしても、命題内容 + _{拘束判断}[意志 + α] + 質問 > 承認意思という共通した構造が用いられており、あとは、 α にあたるモダリティ成分がどのようなものになるか(すなわち、話し手が聞き手の行為命題実行に対してどのような心的態度をとるか)によって、構文全体のメッセージに変化が生じている。しかし、この変化はニュアンスの範囲を超えたものではない。

最後に、<引き込み>を表す「(よ) う」についてその疑問化をみてみよう。<引き込み>を表す「(よ) う」は、基本的に「(聞き手) も」という形で行為者を明示することができるタイプの文である。結論から言うと、<引き込み>を表す「(よ) う」は疑問化できない。

(50) a. 君も一緒にボストンに行こう。

b. ??君も一緒にボストンに行こうか？

<引き込み>では、聞き手への配慮無しに、話し手の願望を一方的に押しつける形をとる。したがって、疑問化することで聞き手に共同行為遂行の提案を承認するかどうかのお伺いを立てることは、機能的に相容れない。さらに言えば、そもそも話し手側の選択肢に存在しないのである。

2.2.5 動詞の意志形「(よ) う」の機能推移

この節では、動詞の意志形「(よ) う」の機能推移が、発話階層意味論の下でどのように分析されるかを見ていきたい。安達(2002)の定義する意志のモダリティは、「意志的な行為の発動に関わる実行のモダリティの中で、話し手を行為者とするもの」であった¹⁷。このため、過去の事態を叙述した(51)(=3))のような文に現れる「う」も、モダリティ表現と分類される。

(51) 私はもう5時だから帰ろうと思った。

しかし、2.1節で述べたように、本稿が採用するモダリティとは、発話時点における話し手の心的態度である。さらに言えば、発話時・話し手・心的態度という三要素全てを備えた言語表現だけが、純然たるモダリティ表現といえる。この定義に従えば、(51)に見られる「(よ) う」は、モダリティらしさを備えているものの、純然たるモダリティ表現とは言えず、命題内容成分に留まっている。なぜなら、(51)の「う」は、話し手の心的態度を合図しているものの、その心的態度の表出は、過去のものとして描写されているからである。(52)に見られる「よう」も、心的態度を表しているという点でモダリティらしさを備えているものの、主要部名詞である「意思」を限定修飾する節の一部となっているため、事態描写の一部であることは明白である。

(52) 向き合っただけで抵抗しようなどという意思是吹き飛んだ。

(丈月城、『カンピオーネ！』第3巻)

このように、動詞の意志形「(よ) う」は、行為主体の意志を合図する記述的機能が基本であり、この記述的機能が利用されるのは、発話階層構造の客観的領域である命題内容の描写である。

すでに見たように、動詞の意志形「(よ) う」は、発話時における話し手の心的態度を合図するために用いられることがある。すなわち、モダリティ表現としての用法である。(53)は心内発話の一例であり、安達(2002)の<意志の表出>に相当する。

¹⁷ 2.2.1節を参照されたい。

(53) とりあえず、今夜は別荘に帰るのはやめよう。

(丈月城、『カンピオーネ！』第4巻)

(53)の「(よ)う」は、発話階層構造の主観的領域において、命題態度（拘束判断[意志]）を合図するモダリティ表現である。

(54) [[とりあえず、今夜は別荘に帰るのはやめ_P] よう_{PA}]

命題内容 拘束判断[意志]

これは、客観的領域を形成する機能から主観的領域を形成する機能への推移があるので、主観化(subjectification)の一例と見なすことができる。この種の機能推移は、話し手が自身の心的態度を表すために「(よ)う」を用いることで、容易に生じうる。

話し手の眼前に聞き手が存在すれば、そこに相互行為の可能性が生まれる。話し手は、自身の心的態度を利用して、聞き手に何らかのメッセージを伝達しようとする。「(よ)う」に関して言えば、最も単純な発話伝達目的は、話し手の意志を聞き手に伝えること、すなわち言明であろう。命題内容 + 拘束判断[意思] + 言明の組み合わせが遂行されるとき、話し手から聞き手への働きかけの程度にはかなりの差が観察される。聞き手を前にして発話したとしても、独話に近いものとして呴かれることもあれば、単純な情報伝達で終わる場合もある。また、談話文脈に依存して派生する種々の誘引的推論も可能となる。

たとえば、(55)では、話し手（エリカ・ブランデッリ）と聞き手（草薙護堂）が宿敵との決戦を目前にして、仲間達と合流しようとしている。合流することが重要であり、その方法は重要ではない。(55)における<決定の表明>は、発話文脈や敬語の使用等により対話的性格を帶びているものの、段取りを伝える意味合いが強く、聞き手からの応答を期待した発話ではない。

(55) 祐理とリリィはまだ学校の近くにいるはずよね。電話で呼び出しましょう。

(丈月城、『カンピオーネ！』第17巻)

(56) [[[(わたしが) 電話で呼び出しまし_P] よう_{PA}] (あなたに言う)_{UA}]

命題内容 拘束判断[意志] 言明

単純な情報伝達でない場合は、話し手の意志決定を合図することによって、言われていない話し手の意図を、間接的に聞き手に伝えることになる。非明示的な話し手の意図とは、言い換えれば、誘引的推論のことである。(57)(=(7))の話し手（マスター）は、(55)の話し手と同じく＜決定の表明＞を遂行しているが、自らの意志決定を聞き手（=所長）に伝えることによって、間接的に同意を求めている。

(57) マスター：「警察にしらせましょう」

所長：「お願いします」

(57) よりも対話的性質を帯びているのが、(58)や(10)-(13)でみたようなく行為の申し出>の例である。

(58) あしたたち神殺しの陣営とは長きにわたる宿敵だったラーマ王子——あの子に勝てたら、特別に望みの品を贈ってあげましょう。

(丈月城、『カンピオーネ！』第21巻)

<行為の申し出>は、特定の動詞が命題内容の一部として言語化されることによって（具体的には、その動詞が持つ本質（動詞の意味から聞き手にもたらされる利益が含意されること）によって）、発話機能の可能な範囲が限定された結果である。すなわち、<行為の申し出>は、<決定の表明>から派生した事例ということになる。実際、両者は共通の意味構造を持っている。すなわち、命題内容 + 拘束判断[意思] + 言明、である。

(59) [[[(わたしが) 望みの品を贈ってあげまし_P] よう_{PA}]

命題内容

拘束判断[意志]

(あなたに言う)_{UA}]

言明

しかしながら、両者には、聞き手への働きかけという点では大きな違いがある。既に述べたように、<行為の申し出>は、常に対話的文脈で用いられるところからも分かるように、聞き手への働きかけが強い。実際、<行為の申し出>は、話し手が聞き手への配慮を目的に遂行する<決定の表明>にほかならない。

そう考えると、<行為の申し出>とは、<決定の表明>が間主観的(intersubjective)な性質を強めたことによる一つの帰結といえるだろう。

<行為の申し出>がもつ対話的機能をより明確化する手段として開発されたのが、聞き手の意向を質問態度の対象に組み込んだ「(よ) うか」の用法である。

(60) じゃあ、『教授』の魔術をかけてあげましょうか？

(丈月城、『カンピオーネ！』第18巻)

(61) [[[(わたしが)『教授』の魔術をかけてあげまし_P] よう_{PA}]

命題内容

拘束判断[意志]

か_{UA}]

質問>受諾意思

(61)では、話し手の質問態度と、その対象である聞き手の受諾意思が、複合モダリティの形で発話態度を形成している。また、「ようか」という形式と、<行為の申し出>及び<聞き手への受諾確認要求>という2つの意味が、強固に結びついている。言い換えれば、複合的質問態度の開発により、<行為の申し出>の対話的性格(間主観性)が強化され、拘束判断[意志]+質問>受諾意思というモダリティが、動詞の意志形「ようか」に記号化されたのである。

聞き手に対する話し手の配慮が、命題内容+拘束判断[意志]+言明という基本構造に変化をもたらした別の事例も観察された。疑問を合図する「か」が付加した「ようか」が、言明の効力を弱めることで、結果として、話し手の聞き手への配慮を合図する構文である。(62)を観察されたい。

(62) 護堂はふと考えた。もしかしたら、こういうものが必要になるのではと。

……じゃあ、ひとつお願いしておこうか。

(丈月城、『カンピオーネ！』第21巻)

(63) [[[(わたしが) ひとつお願いしておこ_P] うか_{PA}] (あなたに言う)_{UA}]

命題内容

判断保留[意志]

言明

ここでは、意志決定保留態度を合図するモダリティ表現「うか」によって、話し手の躊躇いの立場表明がなされているが、話し手の意志は、行為の実行に傾

いている¹⁸。<決定の表明>を表す「(よ) う」は、「(よ) う」で言い切ると高圧的な指示のニュアンスが出るが、疑問化した「(よ) うか」を使うことで語気を弱め、聞き手に対する配慮を合図することができる。構文に間主観的変更が加えられた一例である。

＜決定の表明＞を合図する基本構造（命題内容 + 拘束判断 [意志] + 言明）は、話し手と聞き手の両方を行為の主体に据える事例にも応用できる。ただし、この場合の基本構造は、(64)のような形をしている。

(64) 命題内容 + 拘束判断 [意志 + α] + 言明

話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ)う」は、聞き手を行為主体として組み込んでいるため、話し手の拘束判断が複合的になるだけでなく、最初から対話的性格を呈している。(64)において、拘束判断[意志]は、命題の表す行為を実行する話し手の意志を合図し、拘束判断[α]は、聞き手が命題の表す行為を実行する事に対する話し手の立場表明を合図する。

変項 α に「期待」が代入されると、構文全体として<提案>の機能を果たす。

(65) どうせですから、わたしたちもその慣習にならってみましょう。

(丈月城、『カンピオーネ！』 第18巻)

(66) [[[わたしたちもその慣習にならってみまし_P] よう PA]
命題内容 拘束判断 [意志+期待]
(あなたに言う)_{UA}
言明

話し手は、聞き手を共同的行為者として組み込むことに加えて、聞き手の行為実行を期待しながら言明を遂行するので、このとき聞き手の側に、当該行為の共同的実行を提案する一般化された誘引的推論がもたらされる。

変項 α に「前提」が代入されると、構文全体として<促し>の機能を果たす。

(67) じゃあ時間もないことだし、ちゃちゃっと会議をしましょう(か)。

¹⁸ 聞き手に応答を求める文ではないため、下降イントネーションで発話される。

(丈月城、『カンピオーネ！』第4巻)

(68) [[[_P (わたしたちが) ちゃちゃっと会議をしまし] よう_{PA}]
命題内容 拘束判断[意志+前提]
(あなたに言う)_{UA}]
言明

聞き手を共同的行為者として組み込むことに加えて、聞き手の行為遂行が既定的である文脈で（擬似的な）提案を遂行すると、聞き手の側に当該行為の実行を促す誘引的推論がもたらされる。

変項 α に「要求」が代入されると、構文全体として〈引き込み〉の機能を果たす。

(69) リリアナと清秋院が向こうで戦ってる。行こう！

(丈月城、『カンピオーネ！』第18巻)

(70) [[[_P (わたしたちが) 行こ] よう_{PA}](あなたに言う)_{UA}]
命題内容 拘束判断[意志+要求] 言明

話し手は、関連する行為の実行を決定した上で、（聞き手の意向に配慮することなく）聞き手にもその行為の実行を半ば強引に求める。聞き手を共同的行為者として組み込むことに加えて、聞き手の行為遂行を要求することによって、聞き手の側に当該行為の実行要求に相当する一般化された誘引的推論がもたらされる。

以上のように、話し手と聞き手両方の行為を表す「（よ）う」の機能は、(64)を雛形として、3タイプに分類される。これら3つの機能に共通しているのは、話し手が聞き手に対して、両者が主体となる行為をもちかけることである。そう考えると、3つの機能の中でプロトタイプ的位置づけを持つものがある、そこから他の機能が派生したと想定できるかもしれない。実際、そのように想定してみよう。もっとも有力な仮説は、〈提案〉が中心的位置づけをもつていて、発話文脈の違いによって他のバリエーションが派生するというものだ。安達(2002)が〈勧誘〉と呼ぶ機能も、〈提案〉をプロトタイプに据えたバリエーションとして容易に説明することが可能である。〈提案〉をバリエーションの

中心に据える根拠は、<提案>の遂行に必要な文脈的条件が最も少なくて済むことにある。

バリエーション展開を超えて、発話事象における話し手と聞き手の相互作用と間主觀化に議論を移そう。一般化された誘引的推論の記号化に焦点を当てると、話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ)う」の機能推移で注目に値するのは、<提案>を合図する「(よ)うか」である。既に述べたように、<提案>を表す「ようか」は、話し手の提案に対する聞き手の承認を求める用法である。

(71) でしたら、あとで寄ってみましょうか。

(丈月城、『カンピオーネ！』第16巻)

(72) [[[(わたしとあなたが) あとで寄ってみまし_P] よう_{PA}]

命題内容

拘束判断 [意志+期待]

か_{UA}]

質問>承認意思

話し手が聞き手との相互作用の中で、聞き手への承認要求をより明示的に伝達するために、質問を合図する助詞「か」を用いたのが、提案を表す「(よ)うか」の用法である。このとき、話し手の質問態度の対象は、話し手の提案に対する聞き手の心的態度的あり方（=聞き手の承認意思）である。ここでも、間主觀的な意味が特定の構文と強固に結びついており、それが記号化されていることがわかる。

3. 理論的帰結と期待される今後の展開

本稿では、動詞の意志形である「(よ)う」の機能とその多義性について、普遍意味論の一種である発話階層意味論の下、どのように分析されるのかを可能な限り明示的且つ具体的に示した。

動詞の意志形「(よ)う」の原型は、行為主体の行為実行意志を記述する機能であるが、話し手が発話時において自身の行為実行意志を表現するときは、命題態度を合図するモダリティ表現として機能する¹⁹。この場合のプロトタイプ

¹⁹ モダリティは、発話時における話し手の心的態度であるが、「発話時」の概念には、「心的表出時」も含まれる。

的命題態度は、自己拘束型の判断（＝話し手の意志）である。表記上これを、拘束判断〔意志〕とした。

話し手は、聞き手への働きかけを目的として、命題内容 + 拘束判断〔意志〕の組み合わせを、時には必要な変更を加えながら、用いる。最も単純な事例は、命題内容 + 拘束判断〔意志〕 + 言明の組み合わせで用いることである。モダリティ表現としての「(よ)う」は、一人称の行為主体だけでなく、同時に二人称の行為主体を、命題内容の中に組み込むことができる。この言語的振る舞いも、(64)の構造を想定することで説明された。これらの基本構造は単純であるが故に、実際の発話の場で用いられると、特定の談話文脈に依存して種々の誘引的推論をもたらすことになる。

注目に値するのは、命題内容 + 拘束判断〔意志〕 + 質問 > 受諾意思、命題内容 + 拘束判断〔意志+期待〕 + 質問 > 承認意思という2種類の機能構造である。ここでは、もともと誘引的推論であったものが、構文のもつ語彙的な意味として組み込まれている。このような機能的推移は、Traugott (2004) の意味での一方向性クラインの仮説と一致している。

以上のように、本稿では、安達 (2002) が言及している「(よ)う」の全機能が、発話階層意味論に基づくモダリティ分析の下で、統一的に説明できることを証明した。ここで、本稿の分析結果から得られた重要な帰結の一つとして、意志形「(よ)う」が多義であり、その中に拘束判断があることを取り上げて、今後の研究の展開に対する布石としたい。安達 (2002) は、動詞の意志形「(よ)う」の行為主体として、話し手のみと、話し手と聞き手の両方という二つのパターンを扱った。しかし（おそらく安達自身も気づいているとは思うが）、聞き手のみを行為主体とする事例もある。

(73) 何度かキャッチフレーズを『永遠の一七歳』と書いて、初代担当氏から
「そこはもうちょっとぼかしましょうよ」とリクエストされたほどです。
(丈月城、『カンピオーネ！』第19巻、あとがき)

発話階層意味論に基づくモダリティ分析は、このような事例であっても難なくその説明射程に収めることができる。(74)を観察されたい。

(74) [[[_p (あなたが) もうちょっとぼかしまし] よう PA]
命題内容 拘束判断〔当然〕

(あなたに言う) + よ_{UA}]

言明 + 注意喚起

(74) の命題態度も拘束判断であるが、ここでは自身の行為実行を拘束するのではなく、聞き手の行為実行を主観的に拘束している。拘束判断であることには違いないが、「意志」ではなく「当然」や「義務」に相当するものである。説明の便宜上、ここでは「当然」と表記しておく。ついでながら、終助詞「よ」はしばしば認識要求の機能を果たすが、(74)では、話し手の拘束判断と相まって、「注意喚起」へと横滑りする。

命題が表す行為の主体が聞き手である用法は、古語にも見うけられる。

(75) 君は、いざたまへ。もろともに見むよ。

(あなた、さあいらっしゃい。一緒に見物しようよ)

(11c、『源氏物語』、葵1-3)

あくまで文献から窺い知る限りにおいてであるが、古語では、現代語と比べて聞き手を行為の主体とした用法が頻繁に見られる印象をもつ。話し手の拘束判断を主軸においた本稿の意味分析であれば、古語から現代語への意味拡張を統一的な方法で分析できる可能性がある。具体的な分析は、今後の課題としたい。

引用文献

- 安達太郎 (1999) 『日本語疑問文における判断の諸相』、くろしお出版、東京。
- 安達太郎 (2002) 「意志・勧誘のモダリティ」、宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃(2002)、pp.18-41。
- Amano, Masachiyo et. al. (eds.) (2007) *Exploring the Universe of Language*, Department of English Linguistics of Nagoya University, Nagoya, Aichi.
- Cole, Peter and Jerry L. Morgan (eds.) (1975) *Syntax and Semantics 3: Speech Acts*, Academic Press, New York.
- Dik, Simon C. (1989) *The Theory of Functional Grammar: Part 1*, Foris Publications, Dordrecht.
- Fillmore, Charles. J. (1982) "Frame semantics," in *Linguistics in the Morning Calm*. Seoul, Hanshin Publishing Co., 111-137.
- Grice, H. Paul (1975) "Logic and Conversation," in Peter Cole and Jerry L. Morgan (eds.) (1975), 41-82.
- Horn, Laurence R. and Gregory Ward (eds.) (2004) *The Handbook of Pragmatics*, Blackwell, Oxford.
- Levinson, Stephen C. (2000) *Presumptive Meanings: The Theory of Generalized Conversational Implicature*, MIT Press, Cambridge, MA.
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 (2002) 『モダリティ (新日本語文法選書4)』、くろしお出版、東京。
- 中右実 (1994) 『認知意味論の原理』、大修館、東京。
- 中野弘三 (1993) 『英語法助動詞の意味論』、英潮社、東京。
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』、ひつじ書房、東京。
- 大村光弘 (2008) 「階層意味論モデルに基づく「(よ)う」の機能拡張の分析」、人文論集 58-2、静岡大学人文学部、117-139。
- Ohmura, Mitsuhiro (2007) "A Semantic-Pragmatic Approach to the Functional Shift of *Shall*," in Masachiyo Amano et al. (eds.) (2007), 305-321.
- Schwenter, Scott A. and Elizabeth Closs Traugott (2000) "Invoking Scalarity: The Development of In Fact," *Journal of Historical Pragmatics* 1, 7-25.
- Traugott, Elizabeth Closs (2004) "Historical Pragmatics," in Horn & Ward (2004), 538-561.